

環境にやさしい県庁率先行動計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画)

(鳥取県地球温暖化対策条例に基づく鳥取県地球温暖化対策計画)

〔 第 6 期 〕



鳥取県

	年 月 日	備 考
制 定	令和3年4月1日	第1版
改 訂	令和4年4月1日	第2版

目 次

第1章 計画改訂の背景	1
1 国の取組	1
2 県の取組	1
第2章 計画の目的、位置づけ、概要	2
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
(1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における位置付け	2
(2) 鳥取県地球温暖化対策条例による位置づけ	3
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組	5
3 計画の目標	5
(1) 計画の期間	5
(2) 基準年度	5
(3) 計画の対象	5
4 本計画における用語の説明	6
第3章 計画の目標とこれまでの取組状況	7
これまでの取組	7
第6期計画の重点的に取り組む項目と目標	8
第6期目標達成に向けての課題と取組方針	9
1 温室効果ガス排出量の削減	9
(1) 第6期計画における温室効果ガス排出量の削減目標	9
(2) 第5期計画の達成状況	10
2 可燃ごみ排出量の削減	13
(1) 第6期計画における可燃ごみ排出量の削減目標	13
(2) 第5期計画の達成状況	14
3 コピー用紙購入量の削減	16
(1) 第6期計画におけるコピー用紙購入量の削減目標	16
(2) 第5期計画の達成状況	16
4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進	19
(1) 第6期計画における目標	19
第4章 目標達成に向けた取組内容	20
1 省資源・省エネルギーの推進	20
2 4Rの推進	22
3 環境に配慮した物品等の調達	25
4 環境に配慮した契約の推進	25
5 森林の整備・保全の推進	25
6 その他環境配慮の推進	26
7 職員への研修及び率先行動	27
8 率先行動計画の取組への協力要請	27
9 働き方改革・ICTを活用した取組	28
第5章 計画の推進・結果の公表	29
1 推進体制	29
2 推進方法	29
3 結果の公表	29
参考1 環境管理システムに基づくPDCAサイクル	30
参考2 県庁TEASの組織図	30
参考3 点検票様式（環境にやさしい県庁率先行動計画DB）	31
参考4 研修記録票（環境にやさしい県庁率先行動計画DB）	33

第1章 計画改訂の背景

近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる、多雨傾向や猛暑日の増加、海面水温の上昇、生物多様性の損失、動植物の分布域の変化、そして毎年のように発生する甚大な水害など、世界各地で深刻な問題が発生しており、その対策は喫緊の課題となっています。

これを踏まえ、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、全ての国が「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」ために行動することが目標として定められました。

また、2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2018（平成30）年12月の「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）」で、同協定の実施指針が採択されました。この中では、温室効果ガスの削減目標を設定し、削減に取り組むことが締約各国に義務づけられました。

その後、2021（令和3）年11月、「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」において、「グラスゴー気候合意」が採択され、産業革命以前に比べて平均気温上昇の幅を1.5℃以内に抑える努力を追求し、今世紀半ばのカーボンニュートラルとその重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれるなど、世界各国でカーボンニュートラルに向けた取組の加速が求められています。

そして、地球上で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて行動を起こしはじめています。

1 国の取組

国は、「パリ協定」採択を受け、2016（平成28）年5月に、我が国全体の温室効果ガス削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のために実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」を策定しました。そして、「パリ協定」に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019（令和元）年6月に閣議決定しました。

さらに、地球温暖化、そして年々深刻化する海洋プラスチックごみへの対策として、2019（令和元）年5月に、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定し、同年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに新たな海洋プラスチックごみによる汚染をゼロとすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が盛り込まれた「大阪宣言」が採択されました。

また、2020（令和2）年10月に温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとするカーボンニュートラル宣言を表明するとともに、「気候変動サミット」（2021（令和3）年4月）において、従来の目標を大きく引き上げ、「2013年度比で46%削減、さらに50%削減の高みを目指す」とする目標を表明しました。政府は、この新たな削減目標の達成に向けて、2050年カーボンニュートラルの実現を明記し脱炭素化の取組を促進するための「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（2021（令和3）年5月）、2030年度までに脱炭素地域を実現し、全国津々浦々に脱炭素ドミノを起こすことを目的とした「脱炭素ロードマップ」の策定（2021（令和3）年6月）、新たな2030年度削減目標実現の道筋を描いた「地球温暖化対策計画」の改定（2021（令和3）年10月）、再生可能エネルギーの電源比率を増やすなどエネルギー政策の道筋を示した「第6次エネルギー基本計画」の改定（2021（令和3）年10月）を行いました。

2 県の取組

本県では、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う経済社会活動を見直し、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていく必要があるとの認識のもと、1996（平成8）年10月に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下、「基本条例」といいます。）を制定しました。

この基本条例に基づき、1999（平成11）年3月に「鳥取県環境基本計画」を策定し、地球温暖化や自然環境の多様性の損失等への対応のため2005（平成17）年2月に「鳥取県環境基本計画」を改定、東日本大震災を契機とした新たな環境問題への取組のため、2012（平成24）年3月に「第2次鳥

取県環境基本計画」を策定してきました。

2011（平成 23）年度には、『NPO や地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』ことを目標とし、2011（平成 23）年度から 2020（令和 2）年度までの 10 年間に講じるべき施策の基本的方向性を示すとともに、その実行計画である「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、様々な施策を展開してきました。

そして、令和の新時代の幕開けに際し、鳥取県の豊かな自然と環境を後世に引き継ぎ、持続可能な社会をこの鳥取の地から創造していくため、県、市町村、企業・団体、そして県民の皆さん、あらゆる主体が環境実践に取り組んでいくという考えのもと、「第 2 次鳥取県環境基本計画」期間終了に先立ち、2020（令和 2）年 3 月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しました。

また、2020（令和 2）年 1 月に「2050 年の CO₂ 排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を国に先駆けて行うとともに、「鳥取県気候非常事態」を宣言（2022（令和 4）年 1 月）し、気候変動が深刻な状況に立ち至っている認識を世界と共有し、このまま漫然と破局に向かう選択ではなく、地球と人間が共存する持続可能な未来こそを選択するという決意を明らかにしました。そこで従来から取り組んできた温室効果ガス削減行動をさらに加速するため「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を一部改訂 2022（令和 4）年 3 月し、計画を県民の皆さんと広く共有し、取組みを進めていきます。

※「温室効果ガス」：主な温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）のほかメタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

第 2 章 計画の目的、位置づけ、概要

1 計画の目的

本計画は、県自らが事業者・消費者の一員として環境に配慮した事務及び事業、消費活動を実践し、本県の豊かな自然を将来へ継承する責任を果たすとともに、地球温暖化防止等の環境保全に積極的に貢献することを目的とします。

そして、県が率先して環境保全活動を実践することにより、市町村・事業者・県民の行う自主的な取組を促進することを目指します。

なお、大規模災害や感染症蔓延等の緊急事態が発生した場合には、安全・安心の生活を守るために進められる緊急対策に従うこととし、行動計画の中で支障が生ずる部分が見られたときはその内容を見直しつつ、実行可能な範囲で進めていくこととします。

2 計画の位置づけ

(1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている「温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」として策定するものです。

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、地域の温暖化対策を定める「区域施策編」と、自らの温暖化対策を定める「事務事業編」に区分され、本計画は「事務事業編」に相当します。

区域施策編として、本県は「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定しています。

(2) 鳥取県地球温暖化対策条例による位置づけ

本計画は、「鳥取県地球温暖化対策条例」第5条において規定する「県の事務及び事業に関する法第21条第1項に規定する措置に関する計画」（対策計画）として策定するものです。

「鳥取県地球温暖化対策条例」第5条「対策計画」で定める事項・・・①+②

① 地方公共団体実行計画（「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条）

○事務事業編の実行計画

法第21条第1項に規定する、県自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減等の計画

⇒環境にやさしい県庁率先行動計画

○区域施策編の実行計画

法第21条第3項に規定する、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画

⇒令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン

② その他対策計画に定める必要がある事項 ← イニシアティブプランで策定

- (1) 県内における温室効果ガス総排出量等に関する目標
- (2) 目標を達成するために実施する施策に関する事項
- (3) その他本県における地球温暖化対策の推進に必要な事項

<参考：関係法令>

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

（以下省略）

鳥取県地球温暖化対策条例（抜粋）

（対策計画の策定等）

第5条 知事は、本県の自然的社会的条件に応じた法第19条第2項に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法第21条第1項に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。

2 対策計画は、次に掲げる事項並びに法第21条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県内における温室効果ガス総排出量及び温室効果ガスの吸収量に関する目標
- (2) 前号の目標を達成するために実施する施策に関する事項
- (3) その他本県における地球温暖化対策の推進に必要な事項

3 知事は、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえて必要があると認めるときは、対策計画を変更するものとする。

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあたっては、法第21条第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、毎年1回、対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するものとする。

（以下省略）

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015（平成27）年9月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年を年限として、17の国際目標と169のターゲットで構成されています。

本計画では、県が率先して環境保全活動を実践することで、SDGsの17の目標のうち、主に「4 質の高い教育をみんなに」、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、「12 つくる責任 つかう責任」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」の達成を目指します。



3 計画の目標

(1) 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間

<考え方>

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」における計画の期間にあわせ、2030年度までとします。

(2) 基準年度

2013（平成25）年度

<考え方>

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」における計画の基準年度にあわせ、2013（平成25）年度とします。

(3) 計画の対象

(ア) 対象範囲

本計画が対象とする範囲は、知事部局、教育委員会、警察本部、県議会事務局、企業局、病院局、各種委員（会）事務局の本庁及び地方機関（県立学校及び警察署等を含む。）が行う全ての事務事業とします。

また、上記機関が所管する指定管理者制度導入施設については、可能な範囲で本計画に則した事務事業の執行を行うものとします。

<考え方>

- ①「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」により、県は全ての県有施設のエネルギー使用に関する管理を義務付けられているため、県が管理する機関全てを対象とします。
- ②指定管理者の多くは集客施設であり、目標、取組によるCO₂削減の計画対象に限定できないため、可能な範囲での執行とします。
- ③公共工事や県主催イベント等県有施設外で実施した業務に伴う温室効果ガス排出量は本計画の対象とはしませんが、各々の要綱等に基づき環境に配慮した業務執行を行うこととします。

(イ) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で規定する、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素とします。

なお、温室効果ガスの算定方法は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に準拠するものとします。

<参考：各温室効果ガスの種類と主な発生源>

温室効果ガスの種類	主な発生源	県の事務・事業での主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 CO ₂	石油、石炭等化石燃料の燃焼等	電気、都市ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油等の使用	1
メタン CH ₄	稲作、家畜の腸内発酵等	公用車や船舶の使用、ボイラー燃料使用、家畜の反すう・ふん尿	25
一酸化二窒素 N ₂ O	燃料の燃焼、工業プロセス、農業等	公用車や船舶の使用、家畜のふん尿、畑作での施肥、麻酔剤（笑気ガス）の使用	298
ハイドロフルオロカーボン類 HFCs	スプレー製品の噴射剤等、カーエアコン、冷蔵庫の冷媒等	冷蔵庫、エアコン、カーエアコンの使用	12～14,800
パーフルオロカーボン類 PFCs	半導体洗浄等	県の事務・事業による排出はこれまでありません	7,300～17,340
六ふっ化硫黄 SF ₆	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗浄等	〃	22,800
三ふっ化窒素 NF ₃	半導体洗浄でのドライエッチング、CVD装置のクリーニング	〃	17,200

※地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準とし、他の温室効果ガスがどれだけ地球温暖化する能力があるかを表した数字のことです。

4 本計画における用語の説明

・鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）

TEASは、県内の中小企業、学校等の環境配慮活動への取組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を審査登録・公表する本県独自の制度です。

・TEAS サイト

TEAS サイトとは、TEAS（テス）を管理する事務局のことで以下の8サイトがあります。

○本 庁 サ イ ト（1サイト）：本庁舎、第二庁舎、議会棟、県警本部

○地方機関サイト（7サイト）：東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所米子保健所、西部総合事務所日野振興センター、衛生環境研究所

・ICT

ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、インターネットなどの通信技術を活用したコミュニケーションのことです。

・AI

AIとは「Artificial Intelligence」（人工知能）の略です。

・RPA

RPAとは「Robotic Process Automation」（ロボットによる業務自動化）の略です。

・デジタルトランスフォーメーション

デジタルトランスフォーメーション（Digital transformation:DX）とは「デジタルへの変革」という意味で、デジタル技術を手段として用い、事業や働き方に革命的な変化をもたらすことをいいます。

第3章 計画の目標とこれまでの取組状況

本県では、平成11年3月に「環境にやさしい県庁率先行動計画」を策定して以降、以下のとおり温室効果ガス排出量削減及び環境負荷の低減に取り組んできました。

＜これまでの取組＞ ※計画期間により対象範囲や算定方法が異なることもあり、単純比較はできません。

第1期	策定：平成11年3月	始期：1999（平成11）年度	終期：2002（平成14）年度
	<p>＜目標＞</p> <p>1 グリーン購入の推進 平成14年度鳥取県グリーン購入調達方針に定める特定調達品目ごとの調達目標値のとおりとする</p> <p>2 二酸化炭素排出量の削減 平成14年度予測発生量(25,760t-CO₂)から5%以上削減する(24,472t-CO₂以下)</p> <p>3 廃棄物の減量化 現況の発生量(H8:1,100t)から50%以上削減する(550t以下)</p>		
第2期	策定：平成15年4月	始期：2003（平成15）年度	終期：2007（平成19）年度
	<p>＜目標＞</p> <p>1 グリーン購入の推進 鳥取県グリーン購入基本方針により定める特定調達品目ごとの調達目標値のとおりとする</p> <p>2 二酸化炭素排出量の削減 平成19年度までに、平成12年度実績排出量(27,446t-CO₂)から5%以上削減する(26,074t-CO₂以下)</p> <p>3 廃棄物の減量化 平成19年度までに、平成13年度実績排出量(315t)から10%以上削減する(284t以下)</p>		
第3期	策定：平成20年4月	始期：2008（平成20）年度	終期：2011（平成23）年7月
	<p>＜目標＞</p> <p>1 二酸化炭素排出量の削減 平成24年度までに、平成12年度実績排出量(31,306t-CO₂)から5%以上削減する(29,741t-CO₂以下)</p> <p>2 二酸化炭素の吸収作用の保全・強化 県森林の適切な管理により、平成18年度に7,047tであった県森林による二酸化炭素吸収量を、平成24年度に6,160t以上とする</p> <p>3 廃棄物の減量化 平成24年度までに、平成18年度実績排出量(699t)から25%以上削減する(524t以下)</p> <p>4 グリーン購入の推進 鳥取県グリーン購入基本方針により策定する調達方針に定める目標のとおりとする</p>		
第4期	策定：平成23年8月	始期：2011（平成23）年8月	終期：2015（平成27）年度
	<p>＜目標＞</p> <p>1 温室効果ガス削減目標 平成27年度までに、平成21年度(52,455t-CO₂)比で8%削減する(48,259t-CO₂以下)</p> <p>2 可燃ごみの排出量 平成27年度までに、平成21年度(519,160kg)比で20%削減する(415,328kg以下)</p> <p>3 用紙の購入量 平成27年度までに、平成21年度(196,268kg)比で10%削減する(176,641kg)</p> <p>4 グリーン購入の推進 鳥取県グリーン購入基本方針に定める目標のとおりとする</p>		
第5期	策定：平成28年4月	始期：2016（平成28）年度	終期：2020（令和2）年度
	<p>＜目標＞</p> <p>1 温室効果ガス削減 平成32（令和2）年度までに、平成25年度(62,677t-CO₂)比で11%削減する(55,783t-CO₂)</p> <p>2 可燃ごみの排出量 平成32（令和2）年度までに、平成25年度(468,439kg)比で16%削減する(393,489kg)</p> <p>3 用紙の購入量 平成32（令和2）年度までに、平成25年度(188,184kg)比で7%削減する(175,011kg)</p>		

<第6期計画の重点的に取り組む項目と目標>

第6期計画で重点的に取り組む項目として、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」及びこれまで本計画により行ってきた取組、実績を踏まえ、2030（令和12）年度までの削減目標を次のとおり定めます。

項目	2013年度 (基準値)	2030年度削減目標 (基準値に対する削減率)	2030年 目標値
1 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	62,696	▲60%	37,618
2 可燃ごみ排出量 (kg)			
県立病院以外	206,537	▲18%	37,176
県立病院(※)	354,943(※)	▲12%(※)	42,593
3 コピー用紙購入量 (kg)	186,266	▲18%	33,527
4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進			

- 温室効果ガス排出量の削減目標は、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（県実行計画：区域施策編）における温室効果ガス削減目標「2030年度末までに2013年度比60%削減」と整合します。
- 可燃ごみ排出量及びコピー用紙購入量については、温室効果ガス排出量には直接反映されないものの、可燃ごみの焼却や用紙の製造、コピー機の使用に繋がることから、間接的に温室効果ガスを排出するものであるため、本計画では使用量の削減に取り組むものとします。
- 可燃ごみ排出量及びコピー用紙購入量の削減目標は、1年で1%以上の削減を目指し、「2030年度に2013年度比18%削減」を目標とします。
- 本県全体で取り組む「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を、県が率先して取り組むことにより、市町村・事業者・県民の行う自主的な取組の促進を図ることを目標とします。

※県立病院の可燃ごみ排出量については、厚生病院で2016年度から生ごみ処理方法が変更（故障のため）されたこと、さらに中央病院の建替に伴う病床数の増加（2019年12月移転）など、本計画が基準年度とする2013（平成25）年度から施設環境が大幅に変わっているため、直近の2019（令和元）年度を基準年度とします。

<第6期目標達成に向けての課題と取組方針>



本計画は1999（平成11）年度より継続的に取り組んでおり、環境配慮に対する職員の意識や取組も既に一定の水準に達していることから、職員の努力だけでは今以上の大きな削減は難しい状況になっています。また、環境に配慮した設備更新による省エネルギー化についても予算で決められた範囲で行う必要があり、限界があります。

この状況を踏まえ、第6期計画では、今までの取組を継続しつつ、主に以下の3つの取組に重点を置き、目標の実現を目指すものとします。

◆ 働き方改革による環境活動の推進

時間外勤務の削減、定期的な業務の見直し、出張・会議のあり方の検討等

◆ ICTの活用による環境活動の推進

データベースの活用、テレワークの推進、AIやRPAなどを活用した事務の効率化・軽量化等

◆ 環境に配慮した設備への更新

LED照明への切り替え、自然エネルギーの導入、建物の高断熱高気密化の推進等

1 温室効果ガス排出量の削減

(1) 第6期計画における温室効果ガス排出量の削減目標

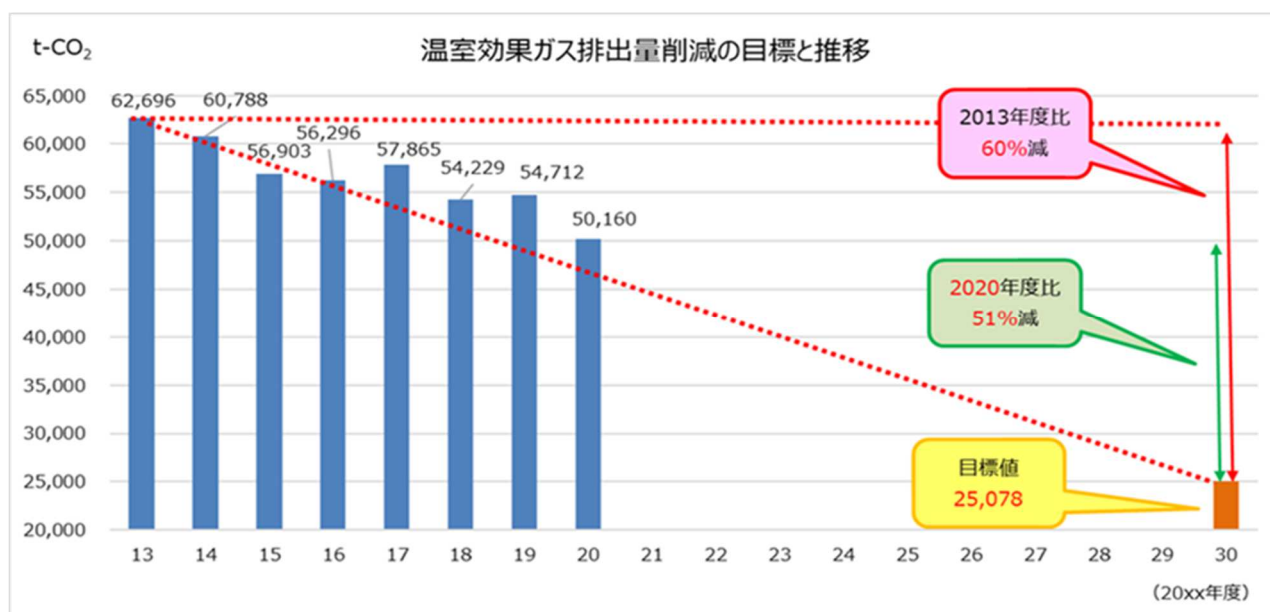
2030年度末までに、2013年度比 **60%削減**を目標とします

<目標設定の考え方>

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」（県実行計画：区域施策編）における温室効果ガス削減目標「2030年度末までに2013年度比60%削減」と整合します。

<算定方法と根拠>

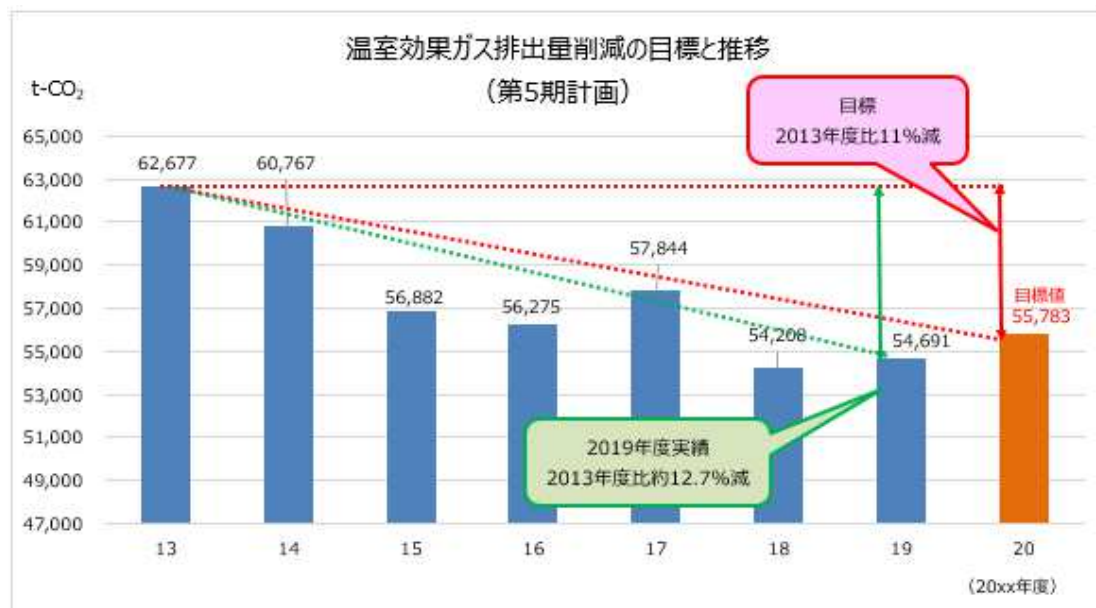
- （※1）温室効果ガス排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）第3条に基づく排出係数、第4条に基づく地球温暖化係数、及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成29年3月）を用いて算定します。
- 公用車燃料、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)を除くデータは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）第16条第1項に基づく定期報告の数値を使用します。
- 公用車燃料、一酸化二窒素(N₂O)、メタン(CH₄)は、関係機関から提出されるデータを元に、（※1）に基づき算定します。
- ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、（※1）に基づき、以下の計算で算定します。
知事部局で集中管理している公用車台数×0.010（CO₂排出係数）×1,430（地球温暖化係数）（※2）
（※2）カーエアコンに使用されるHFC-134a（1,1,1,2-テトラフルオロエタン）の地球温暖化係数



※第6期計画では、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の数値を算定しました。

(2) 第5期計画の達成状況

第5期計画の「2020年度に2013年度比11%削減」という目標に対し、2019年度実績で約12.7%削減できており、目標達成に向け順調に進捗していると評価することができます。



※第5期計画では、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の数値を積算していません。

①部門別・排出元別温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
知事部局	30,427	31,687	30,101	29,659	30,980	30,373	28,196
教育委員会	11,893	10,337	8,660	7,952	9,398	8,307	7,925
病院局	9,673	9,896	9,933	10,306	10,158	8,221	11,952
警察部局	4,105	4,118	3,843	3,958	3,202	3,320	2,799
公用車	3,712	3,402	3,075	3,163	2,857	2,678	2,530
一酸化二窒素(N ₂ O)	2,056	545	526	541	553	568	536
メタン(CH ₄)	811	782	743	696	696	741	753
合計(a)	62,677	60,767	56,882	56,275	57,844	54,208	54,691
参考:ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)(b)	19	21	21	21	21	21	21
参考:合計(a)+(b)	62,696	60,788	56,903	56,296	57,865	54,229	54,712

- 病院局で温室効果ガス排出量が2019年に増加した主な要因としては、中央病院建替（2018年12月移転）に伴い病床数が増えたこと、高度医療対応に伴う電気使用量が増加したことが考えられます。
- 警察部局で温室効果ガス排出量が2019年に減少した主な要因としては、警察署における空調設備改修に伴い電力効率が向上したことが考えられます。
- 一酸化二窒素(N₂O)については、天神浄化センター（下水処理施設）が2014（平成26）年度より汚泥焼却を廃止したため、大幅に減となりました。

②温室効果ガス及び二酸化炭素の種類別排出割合

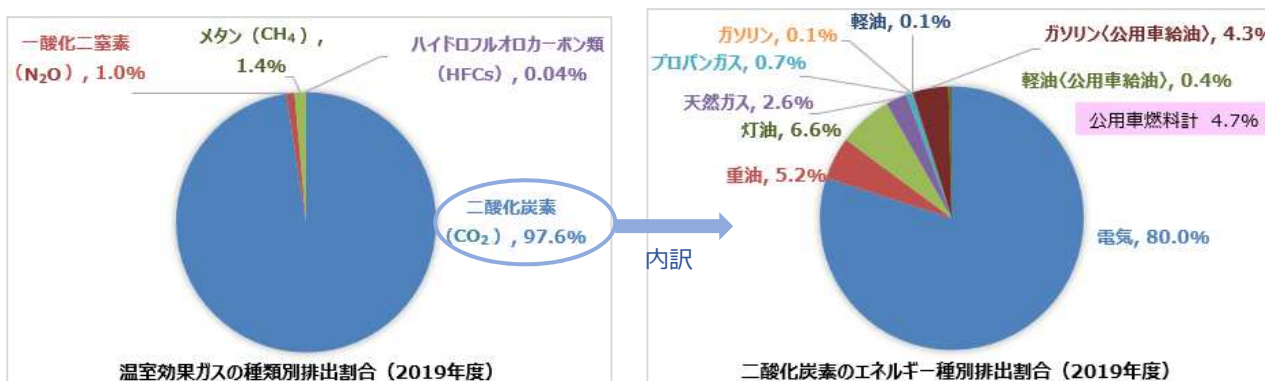
温室効果ガスの種類別割合を、基準年度である2013年度及び直近の2019年度のデータで見ると、大半が二酸化炭素であることがわかります。

さらに二酸化炭素のエネルギー別排出割合をみると、大半を電気の使用によるものが占めています。

<2013 年度（基準年）実績>



<2019 年度実績>



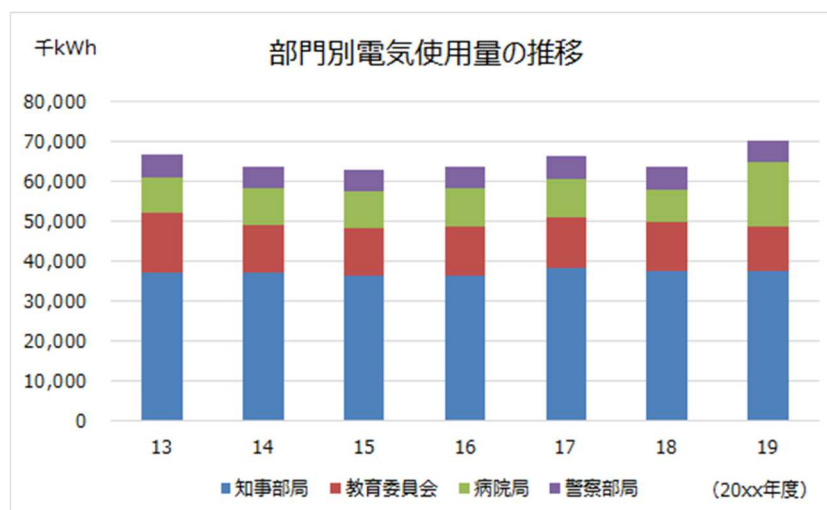
③部門別電気使用量の推移

温室効果ガス排出量の大半を占める電気使用量の推移を部門別にみると、教育委員会以外では2013年度からあまり変化がみられません。

これは、酷暑、大雪など近年の気候変動の激しさにより、冷暖房の使用が押さえられていないことが大きな要因として考えられます。

また、教育委員会の電気使用量が減少したことについては、2014年4月にスポーツ行政を、2019年4月に文化財行政を知事部局へ移管したことが要因の一つとして考えられます。

さらに、病院局の電気使用量が2019年度に増加した要因は、中央病院建替（2018年12月移転）に伴い、病床数が増えたこと、高度医療対応に伴う電気使用量の増加したことが考えられます。



(単位：千 kWh)

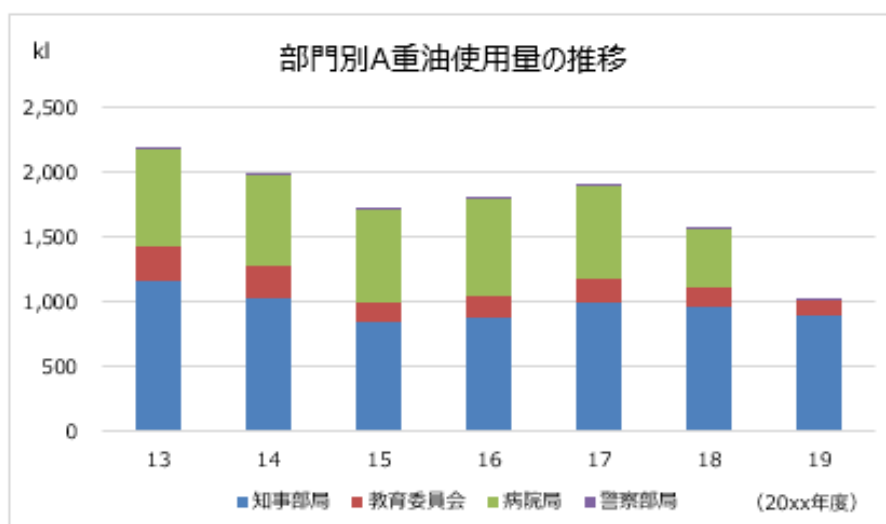
年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
知事部局	37,225	36,882	36,199	36,421	38,364	37,348	37,298
教育委員会	14,810	12,074	11,997	12,097	12,606	12,295	11,308
病院局	9,016	9,074	9,165	9,466	9,468	8,177	16,067
警察部局	5,603	5,377	5,245	5,465	5,670	5,630	5,433
合 計	66,654	63,407	62,606	63,449	66,108	63,450	70,106

④部門別 A 重油使用量の推移

第5期計画において、温室効果ガス削減が順調に進捗している要因としては、天神浄化センター（下水処理施設）が2014（平成26）年度より汚泥焼却を廃止したことによる一酸化二窒素（N₂O）の大幅な削減の他、A重油使用量の減少が考えられます。

県機関において、A重油は主に、ボイラー、非常用発電等で使用しています。

使用量減少については、各施設において、非常用発電を使う機会が少なかったこと、ボイラー燃料を他の環境負荷の少ない燃料へと変換していること等が主な要因として考えられます。



(単位：千 kl)

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
知事部局	1,159	1,025	831	878	995	950	880
教育委員会	268	248	159	155	175	147	123
病院局	739	690	712	752	709	450	0
警察部局	8	6	9	5	7	10	6
合 計	2,174	1,969	1,711	1,790	1,886	1,557	1,009

○知事部局：2015年3月31日、保育専門学院廃止

○病院局：中央病院建替（2018年12月移転）に伴い、ボイラー燃料をA重油から灯油へ変更

2 可燃ごみ排出量の削減

(1) 第6期計画における可燃ごみ排出量の削減目標

県立病院以外：2030年度までに2013年度比18%削減を目標とします

県立病院：2030年度までに、2019年度比12%削減を目標とします

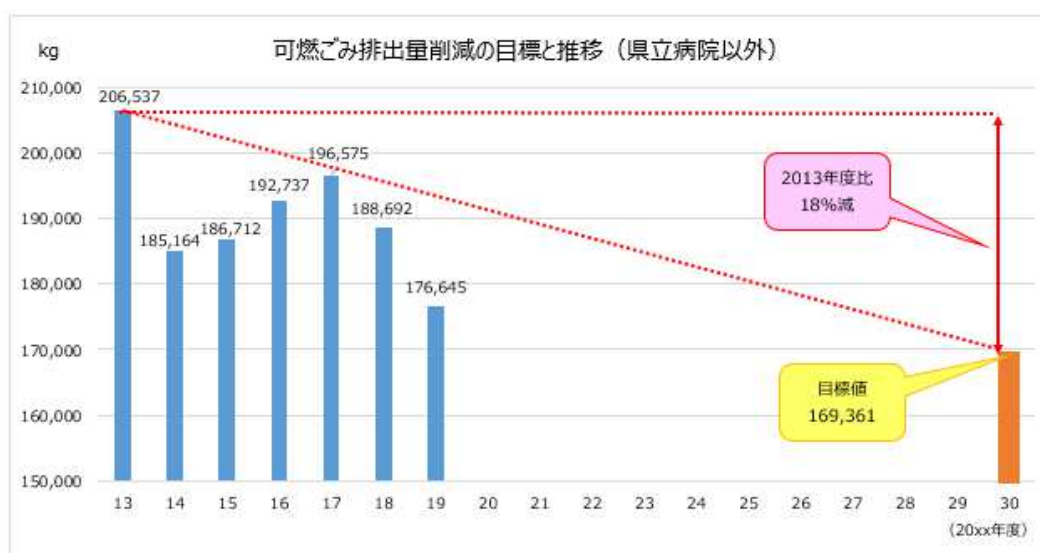
<目標設定の考え方>

- 県施設から排出される可燃ごみのうち半分以上が県立病院から排出されているため、第6期計画からは、県立病院とそれ以外の施設とで分け、目標設定・進捗管理を行います。
- 県立病院以外の施設は、2013（平成25）年度を基準年度とします。
- 県立病院は、厚生病院で2016（平成28）年度から生ごみ処理方法が変更（故障のため）されたこと、さらに中央病院の建替に伴う病床数の増加（2019年12月移転）など、2013（平成25）年度から施設的环境が大幅に変わっているため、直近の2019（令和元）年度を基準年度とします。
- 可燃ごみ排出量削減の取組は、第1期計画（策定：1999（平成11）年度）から継続して取り組んでおり、県の組織改正や組織の統廃合等により単純比較はできないものの、第1期の基準年度である1996（平成8）年度に1,100,000kgあった排出量が、直近の2019（令和元）年度では354,943kgとなっており、大幅な排出量の削減を実現しています。そして、その取組は既に定着しており、今後は職員の努力だけでは削減は難しい状況でもあります。よって今後は、現状を維持しつつ、働き方改革やICTの活用などによる業務の見直し等により、県立病院以外の施設は、2013（平成25）年度比18%（毎年1%以上）、県立病院は2019（令和元）年度比12%（毎年1%以上）の削減を目指します。

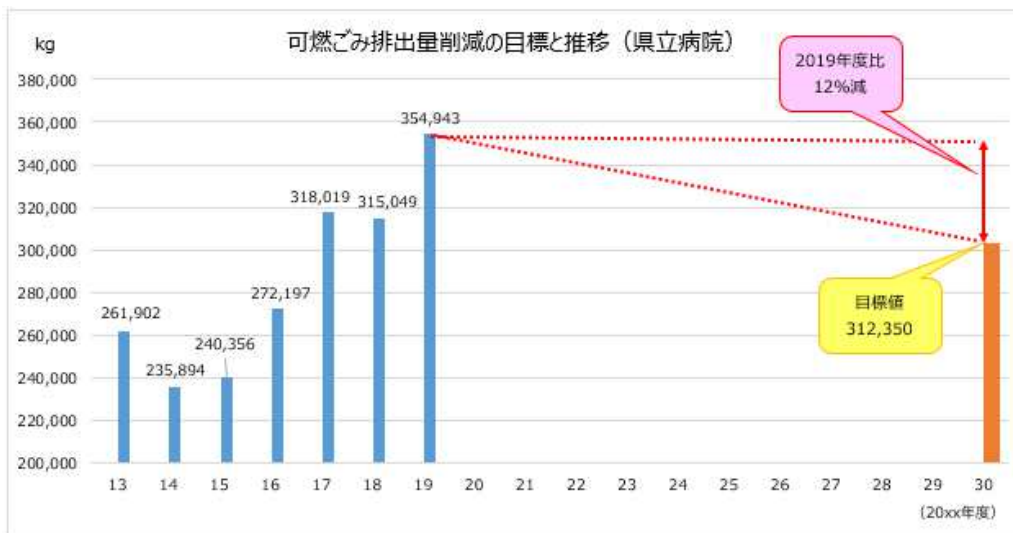
<算出方法>

- 各施設が毎月「環境にやさしい県庁率先行動計画DB」で報告する可燃ごみ排出量の数値を使用します。
- 県庁本庁舎（議会棟、第二庁舎含む）、県警本部、及び各総合事務所は、庁舎管理担当が契約に基づき廃棄する可燃ごみ排出量の数値を使用します。

<県立病院以外の目標>



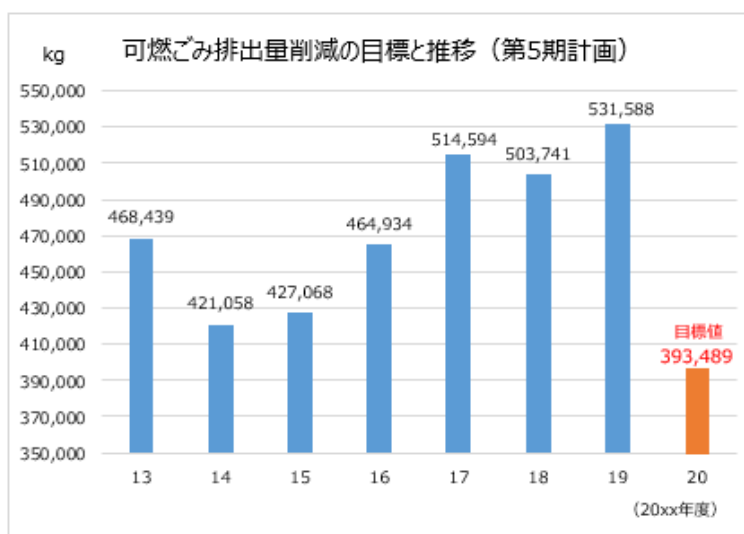
< 県立病院の目標 >



(2) 第5期計画の達成状況

第5期計画における可燃ごみ排出量削減の実績は、2019（令和元）年度現在で、2013（平成25）年度比約13.5%増加しており、「2020年度に2013年度比16%削減」という目標を達成できていません。

主な要因は、県の可燃ごみ排出量の半分以上を占める県立病院の可燃ごみ排出量の増加です。



① 施設別可燃ごみ排出量の内訳

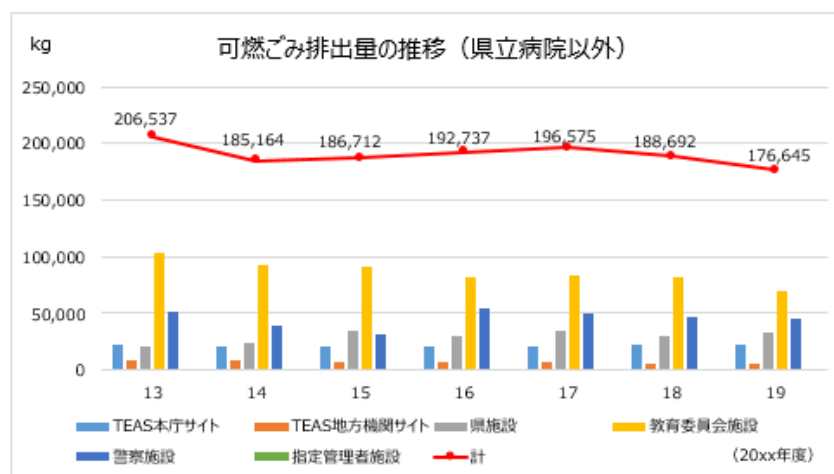


※教育委員会施設は、県立学校も含まれます。

②県立病院以外の施設と県立病院の可燃ごみ排出量の推移

(ア) 県立病院以外

県立病院以外の施設においては、2013（平成 25）年度比で 14.4%削減しており、第 5 期目標である「2020 年度に 2013 年度比 16%削減」に向け、順調に削減できています。



(単位：kg)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
TEAS 本庁サイト	22,564	20,086	21,133	20,536	20,772	22,786	22,843
TEAS 地方機関サイト	8,467	7,840	6,986	6,335	6,311	6,108	5,221
県施設	20,829	23,914	35,128	29,644	34,595	29,734	32,703
教育委員会施設	103,344	93,392	90,906	81,189	83,684	81,665	69,038
警察施設	50,737	38,949	31,457	53,848	49,816	47,324	45,415
指定管理者施設	596	983	1,102	1,185	1,397	1,075	1,425
合計	206,537	185,164	186,712	192,737	196,575	188,692	176,645

(イ) 県立病院

県立病院は、2013（平成 25）年度比で 35.5%増加しています。

増加の主な要因としては、厚生病院については、2016（平成 28）年度までは入院患者向けの生ごみを厨芥処理機で脱水・粉砕し、重量を約 70%まで削減できていたものの、これが故障し、現在は特別な処理をせず可燃ごみとして廃棄していること、そして中央病院については、建て替え（2019（令和元）年 12 月移転）に伴う病床数の増加による外来・入院患者数の増加及び職員 3 割が増員したことが考えられます。

※県立病院の可燃ごみ排出量には、入院患者等病院利用者の排出する生活ごみも含まれます。



3 コピー用紙購入量の削減

(1) 第6期計画におけるコピー用紙購入量の削減目標

2030年度末までに、2013年度比18%削減を目標とします

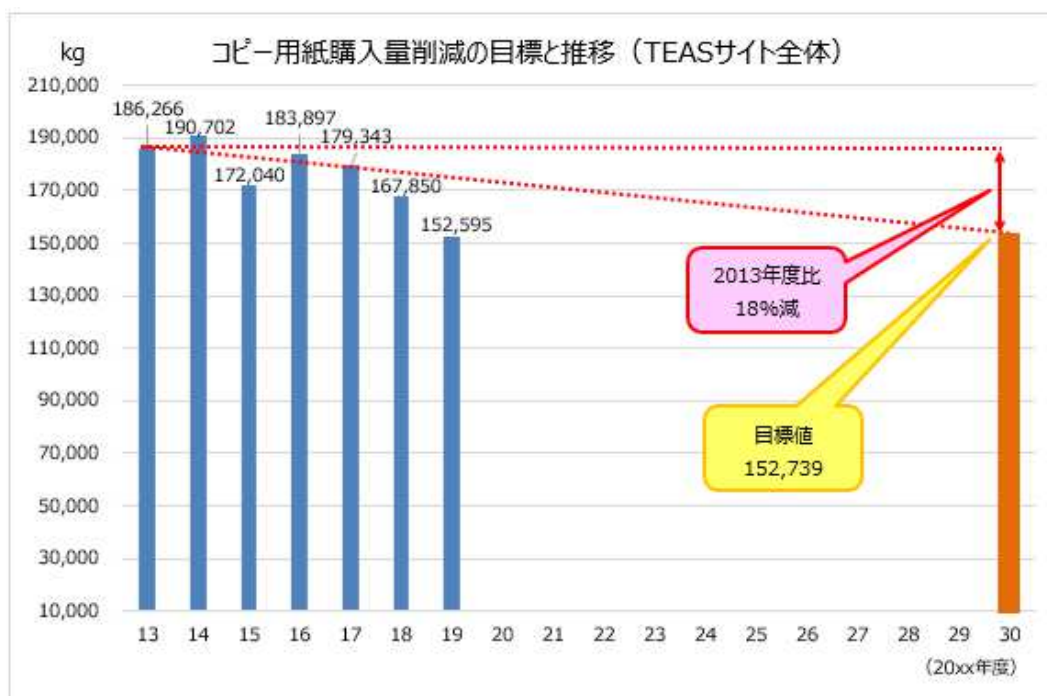
<目標設定の考え方>

コピー用紙購入量削減の取組は、第4期計画（策定：2011（平成23）年度）から継続して取り組んでおり、県の組織改正や組織の統廃合等により単純比較はできないものの、第4期で基準年度としていた2009（平成21）年度に196,268kgあった購入量が、直近の2019（令和元）年度では152,595kgとなっており、大幅な購入量の削減を実現しています。

少子高齢化、価値観の多様化、社会の複雑化などに伴い行政需要が増大している中で、コピー用紙購入量削減の取組は既に職員の意識に定着しており、今後は職員の努力だけでは削減は難しい状況でもあります。よって今後は、現状を維持しつつ、働き方改革及びICTの活用などにより、2013年度比18%（毎年1%以上）の削減を目指します。

<算出方法>

- 正確なデータがとれる、TEASサイトの購入量を使用します。
- 東部福祉保健事務所の業務が鳥取市へ移管され、事務所が廃止されたため、2013年度の基準値のデータから東部福祉保健事務所サイトの数値を除外します。
- 第5期計画では算定していなかった衛生環境研究所サイトを、第6期計画では「全てのTEASサイト」でデータを管理するため、追加します。



(2) 第5期計画の達成状況

第5期計画の「2020年度に2013年度比7%削減」という目標に対し、2019（令和元）年度実績で約19.3%削減できており、目標達成に向け順調に進捗していると評価することができます。



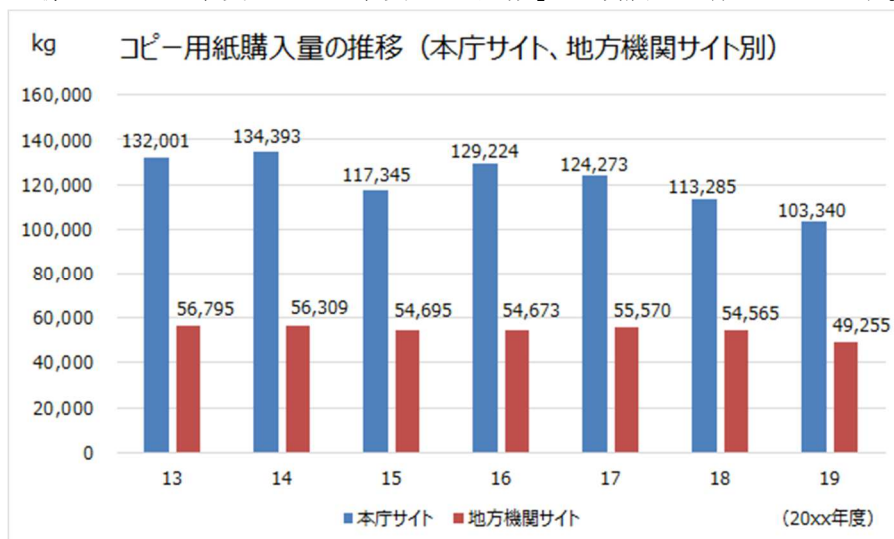
※第5期計画では、衛生環境研究所サイトの数値は入っていません。

①本庁サイト、地方機関サイト別コピー用紙購入量の推移

新計画の参考とするため、こちらでは衛生環境研究所の数値を積算しています。

○本庁サイトは、2019（令和元）年度時点で2013（平成25）年度比21.7%の削減しており、第5期目標である「2020年度に2013年度比7%削減」を順調に達成しています。

○地方機関サイトは、2019（令和元）年度時点で2013（平成25）年度比13.3%削減しており、こちらも第5期目標の「2020年度に2013年度比7%削減」を順調に達成しています。



(単位：kg)

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2013年度比
本庁サイト	132,001	134,393	117,345	129,224	124,273	113,285	103,340	△21.7%
地方機関サイト計	56,795	56,309	54,695	54,673	55,570	54,565	49,255	△13.3%
東部庁舎	15,195	13,790	12,630	12,498	12,570	12,620	11,240	△26%
東部福祉保健事務所	2,530	2,360	2,790	2,600	2,400	—	—	鳥取市へ移管
八頭庁舎	4,200	5,290	4,470	4,440	4,770	6,440	5,700	+35.7%
中部総合事務所	12,535	12,310	12,200	13,660	12,020	14,080	12,115	△3.4%
西部総合事務所	13,363	14,095	13,575	13,975	15,740	13,715	12,940	△3.2%
西部福祉保健局	3,000	3,035	3,330	2,770	3,260	2,660	2,820	△6%
日野振興センター	5,360	4,890	5,100	4,170	3,850	4,350	3,760	△29.9%
衛生環境研究所	612	539	600	560	960	700	680	+11.1%
合計	188,796	190,702	172,040	183,897	179,843	167,850	152,595	△12.2%

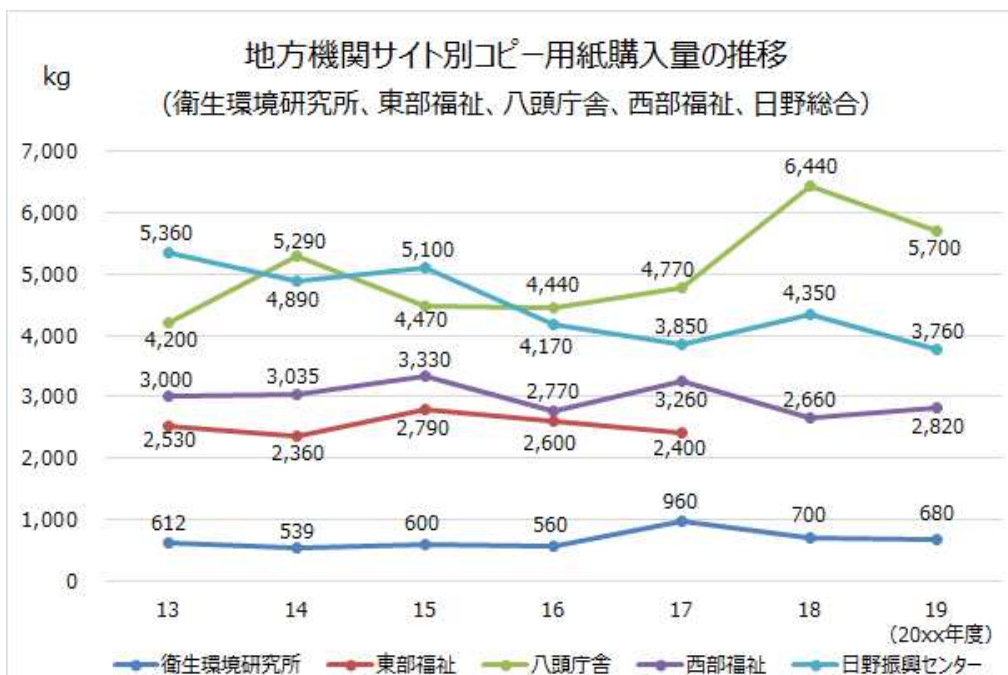
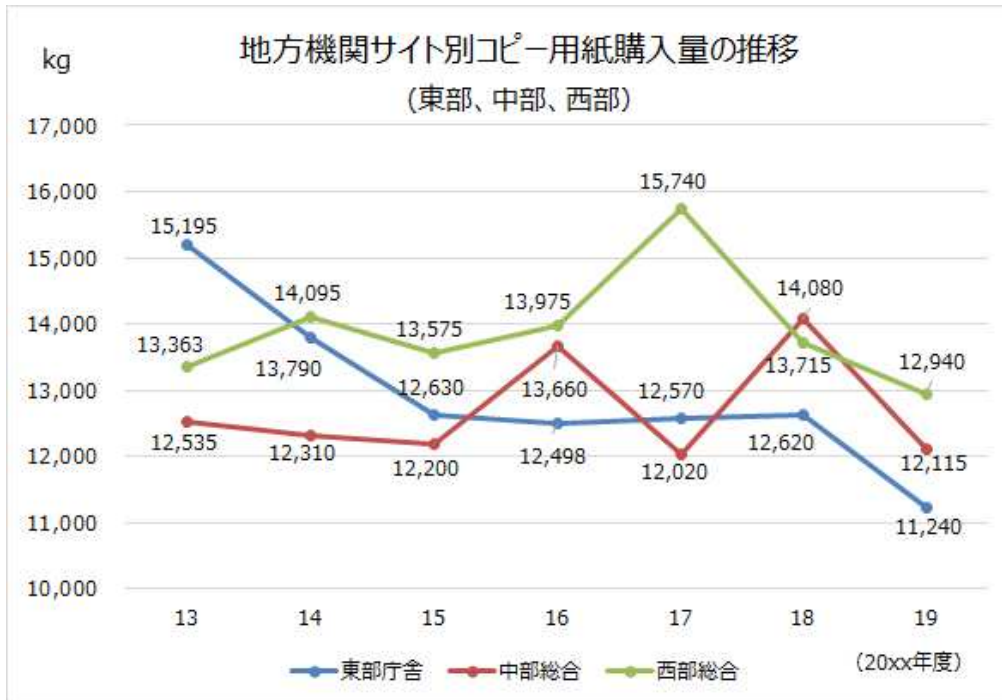
なお、衛生環境研究所を除いた場合、2019（令和元）年度時点の全体での達成率は、2013（平成25）年度比 19.3%の削減となります。

また、2018（平成30）年4月に、東部福祉保健事務所の業務が鳥取市へ移管され、事務所が廃止されました。

東部福祉保健事務所の数値を2013（平成25）年度の基準値から除いた場合、2019（令和元）年度時点の全体での達成率は以下のとおりで、いずれの場合も第5期目標の「2020年度に2013年度比7%削減」を達成しています。

○衛生環境研究所を入れた場合 2013（平成25）年度比 18.1%の削減

○衛生環境研究所を除いた場合 2013（平成25）年度比 18.2%の削減



※東部福祉保健事務所は、2018（平成30）年4月に業務が鳥取市へ移管されたことにより事務所廃止

4 「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進

(1) 第6期計画における目標

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の推進を図ります

<目標設定の考え方>

本県の実行計画（区域施策編）である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、県全体で取り組むべき計画です。

県が率先してこのプランの推進を図ることで、市町村・事業者・県民の行う自主的な取組を促進することを目標とします。

<対象施設>

全ての施設を対象とします。

<具体的な取組例>

- 庁舎管理活動、公共事業などの環境への影響が考えられる事業、有益な環境影響のある事業（令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン関連施策）については、行財政改革推進課が作成する「工程表 DB」において事業の目標設定、進捗管理を行い、県ホームページで公表します。
- 職員自ら積極的に地域の環境保全活動に参加し、県庁事務・事業におけるオフィス活動においても日常的な環境負荷の軽減に努めます。

<活動例>

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の環境施策	県庁・職員による取組例
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none">○廃棄物分別、資源ごみのリサイクル活動の徹底○働き方改革や ICT の活用などによるペーパーレス化の推進○食べ残しなど、食品ロスの削減○環境負荷軽減を考えた物品等の購入
II 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none">○鳥取県庁「バス・鉄道乗ってまもり隊」（地域交通政策課）への積極的な参加○「とっとりクールダウンウィーク」（8月）、「とっとりホリデイ」（年末年始）の実施（職員支援課：働き方改革の一環として職員の休暇取得促進、休暇の分散化等を図る取組）○次世代型自動車導入の検討○空調など、庁舎管理における環境負荷軽減の検討○庁舎管理における再生可能エネルギー導入の検討
III 自然・生物との共生 IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none">○地域の生態系保護活動への参加 ・鳥取砂丘除草ボランティア、特定外来生物オオキンケイギクの駆除作業など○地域の清掃活動への参加 ・鳥取砂丘（ジオパーク）一斉清掃、湖山池アダプトプログラム一斉清掃、日吉津海岸クリーン作戦、クリーンアップ in 加茂川、緑水湖桜ロード美化ボランティア、「道の日清掃」などの道路清掃ボランティア、県庁周辺の清掃（職員支援課）など
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none">○職員の地域での環境保護・保全活動への積極的な参加（町内会行事、研修会への参加等）

第4章 目標達成に向けた取組内容

具体的な取組内容は次のとおりとし、次の項目に掲げられていないものでも、各所属で工夫し、自主的な取組に努めるものとします。

ただし、地方機関、学校、病院等において、業務の性格上等により取組が困難な項目については、業務に支障のない範囲で、できるだけ実施することとします。

主な取組	目標との関連			
	温室効果ガス排出量の削減	可燃ごみの排出量	用紙の購入量	環境イニシアティブプランの推進
1 省資源・省エネルギーの推進	◎	○		◎
2 4Rの推進	○	◎	◎	◎
3 環境に配慮した物品等の調達	○	○		◎
4 環境に配慮した契約の推進	○	○		◎
5 森林の整備・保全の推進	○			◎
6 その他環境配慮の推進	○	○		◎
7 職員への研修及び率先行動	○	○	○	◎
8 率先行動計画の取組への協力要請	○	○	○	◎
9 働き方改革・ICTを活用した取組	○	◎	◎	◎

◎：直接的に効果 ○：間接的に効果

1 省資源・省エネルギーの推進

(1) 電気使用量、庁舎燃料使用量の削減

<各所属（職員）における取組>

- ①始業前、昼休憩の消灯を徹底します。
- ②時間外勤務時は、必要最小限のスペースのみの点灯とします。
- ③日照時間が長い時期（5月1日～9月30日）は、時間外勤務時に執務室の一斉消灯を実施し、点灯が必要な場所のみ再点灯します。
- ④窓側のみ消灯が可能な所属においては、日中は事務室内の窓側の照明を消灯します。
- ⑤昼休憩時や長時間の席空け時等は、各自のパソコンがスタンバイ状態になるように設定します。
- ⑥コピー機、シュレッダー等の周辺OA機器は、昼休憩時等長時間使用しない時、及び時間外勤務時において使用見込みのない時は電源を切ります。
- ⑦パソコン、コピー機等は省電力モードを活用します。
- ⑧勤務終了時には、原則各自のパソコンのコンセントを抜きます。
- ⑨電気ポットを使用する場合は、保温温度はなるべく低く設定します。
- ⑩最寄り階への移動は、階段を利用します。
- ⑪近くに手動ドアがある場合、自動ドアの利用は自粛します。
- ⑫冷暖房期間中は、原則窓のブラインドを下ろします。トイレ等の扉は開放しません。
- ⑬原則、庁舎暖房中は、ストーブ等の補助暖房機は使用しません。
- ⑭夏期及び冬期においては、クールビズ（実施期間：5月1日～10月31日）及び、ウォームビズ（実施期間：11月1日～3月31日）を心掛けます。
- ⑮ガスコンロの設置が認められている機関においては、お湯の沸かし過ぎがないよう注意します。
- ⑯瞬間湯沸かし器の設置が認められている機関においては、湯沸かし器の使用後はタネ火を確実に消します。
- ⑰暖房便座トイレの使用後は、必ずフタを閉じます。
- ⑱ノー残業デーによる一斉退庁の取組を徹底します。
- ⑲事務の効率的遂行により、時間外勤務を削減します。

<庁舎管理担当課における取組>

- ①廊下、階段、トイレ等においては、庁舎管理上支障のない範囲で3分の2程度の消灯を行います。
- ②エレベーターの間引き運転を実施します。
- ③冷暖房機器は、以下の基準に沿って適切に運転します。
 - ・冷房：原則室温 28℃以下となるように冷房機器を運転する。（期間：6/1～9/30）
ただし、多湿季等著しく不快と判断される場合（暑さ指数（WBGT）27℃程度）は、上記基準に拘わらず冷房を実施する。
 - ※暑さ指数（WBGT）とは、人間の熱バランスに影響の大きい「気温」、「湿度」、「輻射熱」、「気流」の要素を取り入れた温度の指標。一般的に同指標で 28℃以上となれば熱中症発症率が急激に高まる。
 - ・暖房：原則室温 18℃以上となるように暖房機器を運転する。（期間：12/1～3/31）
ただし、執務室の換気対策を踏まえ、室温の状況を確認しながら柔軟に対応する。
- ④温水洗浄便座はタイマー機能を使い、夜間（21時～6時）は節電モードを活用します。
- ⑤自動販売機はイルミネーションの消灯や冷温調節（1～2度）を行います。
- ⑥自動販売機の設置にあたっては、省エネルギー型の導入、更新を行うとともに、台数の見直しに努めます。
- ⑦敷地内における緑化の推進を検討します。

<庁舎管理担当課、営繕担当課における取組>

○省エネルギー促進

- ①県有施設の照明設備の LED への切替え、導入を加速化します。
- ②県有施設の外壁・外部建具の改修工事に合わせて、高断熱・高气密化を推進します（複層ガラスの導入、既存の外壁に断熱パネル設置など）。
- ③空調など設備機器の更新に合わせて、省エネ型機器導入による節電を進めます。
- ④深夜電力の活用など電力使用の平準化を検討します。
- ⑤エレベーター運転の高度制御、空調機器の運転制御が行える設備の整備を検討します。
- ⑥新築施設においては、高効率空調及び高効率照明の導入、複層ガラス、屋上緑化等による断熱化等の省エネ設備導入及び再生可能エネルギーの導入を検討し、ZEB 化（※）の検討を進めます。
※ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のことをいいます。
- ⑦施設の建替えや改修にあわせて省エネ施設への転換を図ります。
- ⑧庁舎等における ESCO 事業（※）の導入を検討します。
※ESCO 事業とは、Energy Service Company（エネルギー・サービス・カンパニー）事業の略で、省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄う事業のことです。
- ⑨庁舎等の施設で用いる燃焼設備の改修等にあたっては、プロパンガス、天然ガス等の環境負荷が相対的に少ない燃料の使用を検討します。

○再生可能エネルギーの導入促進

- ①太陽光パネルの設置可能な県有施設・県有地への太陽光発電設備の導入を推進し、再エネ由来の電力による自家消費量の増加を図ります。その際、県有施設への屋根貸し太陽光発電事業（PPA）の活用も視野に入れて推進を図ります。
※PPA とは、「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の略で、施設所有者（電力消費者）が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供する仕組み。
- ②県有施設において、再生可能エネルギー比率の高い電力を優先して調達することを検討します。
- ③風力発電や水力発電などの自然エネルギーの有効利用を推進します。
- ④廃熱等の未利用エネルギーの利用を検討します。

○効率的な熱利用推進

- ①コージェネレーションシステム（熱電併給システム）等のエネルギー利用の合理化が図られる設備の導入を検討します。

○民間事業者のノウハウ活用

- ①省エネ診断の実施を検討します。
- ②民間事業者の技術やノウハウ、資金等を活用し、省エネルギーによる光熱水費の削減により、省エネルギー対策を推進する仕組みの導入について、技術動向等を踏まえ検討します。

<OA 機器調達担当課>

- ①OA 機器（コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンターなど）は、情報セキュリティに配慮のうえ、複合機の導入や共有し用などにより、設置台数を必要最小限とするよう努めます。

(2) 公用車の燃料使用量の削減

<各所属（職員）における取組>

- ①公用車の利用に当たっては、同一方向の利用者を調整して、利用回数を削減します。
- ②近隣への出張の際は、徒歩、自転車、公共交通機関を積極的に利用します。
- ③遠方への出張の際は、できるだけ公共交通機関を利用し、最寄り駅から公用車を利用するなど工夫します。
- ④待ち時間等の駐停車時は、アイドリングストップを励行します。
- ⑤急発進、空ぶかしはしない、不必要な荷物を積まない、車間距離をとり一定の速度で走行するなど、エコドライブに努めます。
- ⑥WEB 会議や電子メール等を利用することで出張を減らし、移動に伴う燃料の削減に努めます。

<公用車管理担当課における取組>

- ①タイヤの空気圧点検を定期的実施し、最適な空気圧を維持します。
- ②公用車の車両更新時には、「鳥取県グリーン購入基本方針」に定める調達方針に基づき、電動車（電気自動車、ハイブリット車など）の段階的な導入を推進します。電動車にできない車種についてはより低燃費・低消費エネルギーの車両の導入に努めます。
- ③更新時においては、使用実態を踏まえ、適切な排気量の大きさの車両の導入に努めます。
- ④使用実態を踏まえ、公用車台数の見直しに努めます。

2 4R の推進

(1) 用紙類の使用量の削減

<各所属（職員）における取組>

- ①軽易な文書は課内掲示、口頭伝達で済ませます。
- ②印刷物やパンフレット・ポスター等は配布先を精査し、余部が生じないよう必要最小限とします。
- ③会議において、不要な資料は持ち帰りません。（次回利用する。）
- ④適切なファイリングにより、個人持ちの資料等を削減し、資料等の共有化に努めます。
- ⑤身の回りの書類は、印刷をしないで電子データのままで管理することに努めます。
- ⑥会議や研修では、タブレット端末、データベース、プロジェクター、テレビ会議、WEB 会議を活用するなど、紙による資料の削減に努め、ICT の活用を一層推進します。
- ⑦資料等は簡潔にまとめ、両面印刷や集約印刷等を徹底することで、ページ数を削減します。
- ⑧会議資料等はできるだけ余部が生じないよう印刷部数を最小限とします。
- ⑨会議開催前に事前配布した資料は、当日重複配布しないようにします。
- ⑩県職員を対象とした会議では、封筒を配布しません。また、来庁者へ配布する場合も必要最小限とします。
- ⑪複写機の使用前後には、必ずリセットボタンを押すなど、ミスコピーの防止に努めます。
- ⑫印刷前には、必ず印刷イメージで確認するなど、ミスプリントの防止に努めます。

- ⑬プリンターやコピー機で複数ページの印刷をする場合は、原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷に努めます。
- ⑭支障がない場合には、FAX 送付状を省略し、送受信者名は本文余白に記載するよう努めます。
- ⑮電子メールやデータベース等を活用し、文書の削減に努めます。
- ⑯コピー機にミスコピー等の裏面使用のトレイを設け、内部資料等軽易なものの裏面使用を徹底します。
- ⑰コピー機へ用紙削減標語の掲示を検討します。

(2) 用品等の長期使用と計画的な購入

<各所属（職員）における取組>

- ①事務用品、備品はできるだけ長期使用に努めます。（例：ボールペンはインクのみ交換、机等は庁内で再利用（備品情報交換システム DB を活用））
- ②事務用品等については、使用頻度を考慮するとともに、保管数の定期的な把握や部局単位での一元管理等により購入数を必要最小限にとどめます。
- ③新聞、書籍、各種刊行物の購入部数は必要最小限にとどめます。

(3) 排出抑制とリサイクルの推進

<各所属（職員）における取組>

- ①不燃物、プラスチック等は定められた回収ボックスに分別するなど、廃棄物の種類に応じた分別を徹底します。
- ②古紙回収を実施している庁舎では、リサイクルボックスを活用し、紙類は古紙回収に回し、可燃ごみとしては出しません。
- ③ごみ箱（可燃ごみ）の設置は、各部屋に1個とします。
- ④コンポスト（生ごみ処理機、ダンボールコンポストなど）を活用し、生ごみの削減に取り組みます。
- ⑤食事では、食べ切れるメニューを注文するなど、食品ロスの削減に努めます。また、できるだけ自分の箸（マイ箸）を利用し、割りばしを利用する場合は、国産の間伐材等により製造されたものを利用します。
- ⑥水筒（マイボトル）や買物袋（マイバッグ）の持参により、飲料用ペットボトルやレジ袋を排出しないよう努めます。
- ⑦過剰包装された商品や使い捨て容器を使用した商品は購入しません。
- ⑧使用済み封筒は、回覧袋、資料袋等の再利用に努めます。
- ⑨ファイリング用品は、背表紙のシールを貼り替える、金具のみを交換する、バインダーとして利用するなど、再利用に努めます。
- ⑩トナーカートリッジ等回収・再生ルートの確立しているものは、業者による引取りを推進します。
- ⑪特定家庭用機器（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）を廃棄する際は、リサイクル料金を支払い、小売店等に引取りを依頼します。（リサイクル券の写しを受領）
- ⑫リチウムイオン電池等のリサイクルの徹底に努めます。
- ⑬業者等から職員に配布される広告チラシ類は、必要としないものの受け取りを拒否するよう努めます。
- ⑭自動販売機で購入した飲料品の空き容器については、販売事業者が設置したリサイクル回収ボックスの活用を努めます。
- ⑮会議等で提供する飲み物は紙パックのものを利用する等、プラスチックごみの削減に努めます。

<庁舎管理担当課における取組>

- ①シュレッダーくずを、畜舎の敷料等に有効利用できる環境が整っている庁舎においては、その分別を実施し有効活用します。

- ②各種リサイクル法に基づき、リサイクル体制が確立された品目の排出に際しては、該当法令に基づき適正に処理します。
- ③エアコンや冷蔵庫の冷房にハイドロフルオロカーボン（HFCs）やクロロフルオロカーボン（CFCs）等が含まれるものについては、適切な処理を行うことできる業者に依頼します。

3 環境に配慮した物品等の調達

(1) 環境配慮物品等の調達

<各所属（職員）、庁舎管理担当課、公共工事担当課における取組>

- ①調達する物品等が、本当に必要かをよく考えます。
- ②「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき物品を調達します。
 - ・グリーン購入法適合製品の調達
 - ・鳥取県認定グリーン商品の調達
 - ・上記製品がない場合も、できる限り環境負荷の低減を考慮した物品を選択して調達します。（「エコマーク」、「グリーンマーク」等、第三者機関が認定する環境物品。）

4 環境に配慮した契約の推進

(1) 環境配慮契約の推進

<電力の調達契約担当課等における取組>

- ①電力の調達契約の競争入札を実施する場合には、環境に配慮した電力調達が行えるよう電気事業者の環境に配慮した取組み等を考慮する入札方式の導入を検討します。

<各所属（職員）、自動車調達担当課における取組>

- ①公用車の調達（リースを含む。）に当たっては、総合評価落札方式により、環境性能と価格の両面からの評価の高い案を提示した者と契約を締結するよう努めます。

<庁舎営繕担当課、庁舎建築担当課における取組>

- ①建築物の建築又は大規模な改修に係る設計を委託する場合には、要求環境保全性能の規定や環境配慮型プロポーザル方式の導入を検討します。

<庁舎管理担当課・廃棄物処理委託担当課における取組>

- ①産業廃棄物の処理に当たっては、優良産廃処理業者との契約を検討します。

5 森林の整備・保全の推進

(1) 森林の二酸化炭素吸収源としての維持・向上

<森林管理担当課>

- ①県有林について、地域のモデル林となるよう間伐など適切な管理・保全を積極的に実施します。

6 その他環境配慮の推進

(1) イベント等開催時における環境配慮の推進

<イベント開催担当課における取組>

- ① イベント等の開催に当たっては、「エコイベントマニュアル」に沿って、より多くの環境配慮事項に取り組みます。
- ② イベント等の開催時には、可能な限り、参加者に公共交通機関の利用を呼びかけます。
- ③ イベント等の開催にあたっては、参加者の利便性等を考慮し、可能なものはWEB等のICTを活用した開催を検討します。

(2) 環境汚染物質等の排出抑制、適正処理

<庁舎管理担当課、営繕担当課、物品調達担当課における取組>

- ① ばい煙発生施設及び特定施設等から発生する大気汚染物質及び水質汚濁物質等について、適正な管理を行い、排出量の抑制に努めます。
- ② 空調設備、消火設備の更新等の際は、フロン、ハロンを使用しない設備を積極的に導入します。
- ③ フロン類を使用した機器設備の利用を廃止する場合は、適切な処理業者に委託します。
- ④ 燃焼設備の更新等に当たっては、灯油、プロパンガス、天然ガス等の環境負荷の相対的に小さい燃料への変更を図ります。
- ⑤ 公用車を廃車にする場合は、適切な処理業者に委託します。

<試験研究機関、病院等における取組>

- ① 試験研究機関や病院等で発生する特別管理産業廃棄物は、特に適正に管理し、適切な処理業者に処理を委託します。

(3) 公共事業の環境配慮の推進

<公共事業担当課における取組>

- ① 鳥取県公共事業環境配慮指針に基づき、調査計画段階、設計段階、実施段階及び事後処理（自然環境の復旧、動植物の生息域、生育環境の復元・創出、廃棄物の適正処理等）において、環境に配慮します。

(4) 敷地内の緑化の推進

<庁舎管理担当課等における取組>

- ① 玄関、ロビー、壁面、屋上等の有効利用による敷地内緑化や敷地境界の植栽等を推進します。

(5) 森林クレジットの活用

<庁舎管理担当課等における取組>

- ① 二酸化炭素を吸収する県内市町村の森林クレジット購入を検討します。

7 職員への研修及び率先行動

(1) 職員への研修

<各所属における取組>

①職員の環境に関する意識向上を図るため、環境に関する研修を行います。

<生活環境部における取組>

①環境に関する意識向上を図るため、環境に関する情報提供を行います。

(2) 環境保全活動への積極的参加等

<各職員における取組>

- ①環境に関する研修やシンポジウムに積極的に参加します。
- ②家庭や地域において、「鳥取県版環境管理システム（TEAS）」の登録を目指すなど、環境配慮活動に取り組みます。
- ③地域の環境活動に積極的に参加します。
- ④通勤にはできるだけ徒歩、又は公共交通機関・自転車の利用に努める等、「バス・鉄道乗ってまもり隊」に積極的に参加します。
- ⑤「令和新時代とっとり環境イニシアティブ」の普及・啓発、及び実践に努めます。

8 率先行動計画の取組への協力要請

(1) 関係者への協力要請

<各所属における取組>

- ①県への届出等の提出書類に再生紙を利用するよう呼びかけます。
- ②業者等の名刺に再生紙の使用を呼びかけます。
- ③電子メールやWEB等、ICTを活用した資料提出、協議、会議等の実施を呼びかけます。

<庁舎管理担当課における取組>

- ①売店等庁内で物品を販売する者に、使い捨て容器の販売自粛や、回収ボックスの設置を要請します。
- ②自動販売機の更新時は、省エネルギー型となるよう要請します。
- ③構内に駐車する業者やタクシー等ヘアイドリングストップを要請します。

9 働き方改革・ICT を活用した取組

(1) 働き方改革を活用した取組

<働き方改革担当部局及び各所属における取組>

- ①ノー残業デーによる一斉退庁の取組を徹底します。
- ②事務の効率的遂行により、時間外勤務を削減します。
- ③定期的に業務の見直しを行い、より効率的な業務の実施について検討します。
- ④会議、研修会等を実施する場合、その必要性を再考し、廃止や統合の他、より効率的な別の方法による実施などを検討します。
- ⑤職員は、随時自分の業務の見直しを行い、より効率的に業務を進めることができるよう努めます。
- ⑥必要に応じて在宅勤務の取組を推進します。

(2) ICT を活用した取組

<ICT 担当部局及び各所属における取組>

- ①身の回りの書類は、印刷をしないで電子データのままで管理することに努めます。
- ②電子メールやデータベース等を活用することで、業務の効率化及びコピー用紙購入量の削減に努めます。
- ③ICT を活用し、WEB 会議、テレビ会議、庁内 LAN データベース等による情報共有を行うことで、業務の効率化及びコピー用紙購入量の削減に努めます。
- ④会議、研修会等を実施する場合、その必要性を再考し、廃止や統合、より効率的な別の方法による実施などを行うとともに、可能なものは WEB 会議やテレビ会議、庁内 LAN データベースを活用した研修を実施します。
- ⑤WEB 会議やテレビ会議などを活用することで、移動に伴う温室効果ガス排出の削減に努めます。
- ⑥電子申請の提供を推進し、遠隔・非接触での行政手続きができる環境の拡大に努めます。
- ⑦可能なものは押印を廃止し、WEB システムや電子メールなどの ICT を活用した書類の提出ができるよう検討し、関係者へも協力を求めます。
- ⑧AI や RPA などの最先端技術を活用し、事務の効率化・軽減化を進めるなど、県庁業務改革（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。
- ⑨職員が必要に応じて在宅テレワークを実施できるよう環境を整えます。

第5章 計画の推進・結果の公表

1 推進体制

本計画の目標達成状況を把握・評価し継続的に改善するため、次のような推進体制で計画を実行します。

(1) 環境推進員（各所属長）

各所属における本計画の推進を行う責任者

(2) 率先行動担当者

各所属における本計画の推進のため環境推進員を補佐する者

(3) 事務局

事務局は、総務部総務課に置きます。

2 推進方法

計画の実効性を高め、効果的な進捗を図るため、環境管理システムに基づく PDCA サイクル（Plan=計画、Do=実行、Check=点検、Action=見直し）の運用により、環境の継続的改善を図ります。

(1) 目標の設定

環境推進員は全体の目標に準じて取組を推進することとします。

(2) 職員に対する研修

環境推進員は、年度当初に、所属内職員に対して、本計画の目標の周知及び環境配慮に係る職員の意識の向上と役割・責任を周知することを目的とした研修を行うものとします。

なお、ISO14001、エコアクション 21 及び TEAS 等の環境管理システムに基づいて職員研修を行う組織にあつてはこの限りではありません。

※エコアクション 21 は、環境省が策定した日本独自の環境管理システムです。

(3) 点検の方法

環境推進員は、「環境にやさしい県庁率先行動計画 DB」点検票により、取組状況を点検（承認）することとします。

(4) 実績の周知

事務局は、「環境にやさしい県庁率先行動計画 DB」点検票で提出された点検票のデータをもとに、全体の実績及び目標の達成状況を取りまとめ、「鳥取県環境白書」に掲載することで、全対象機関に周知します。

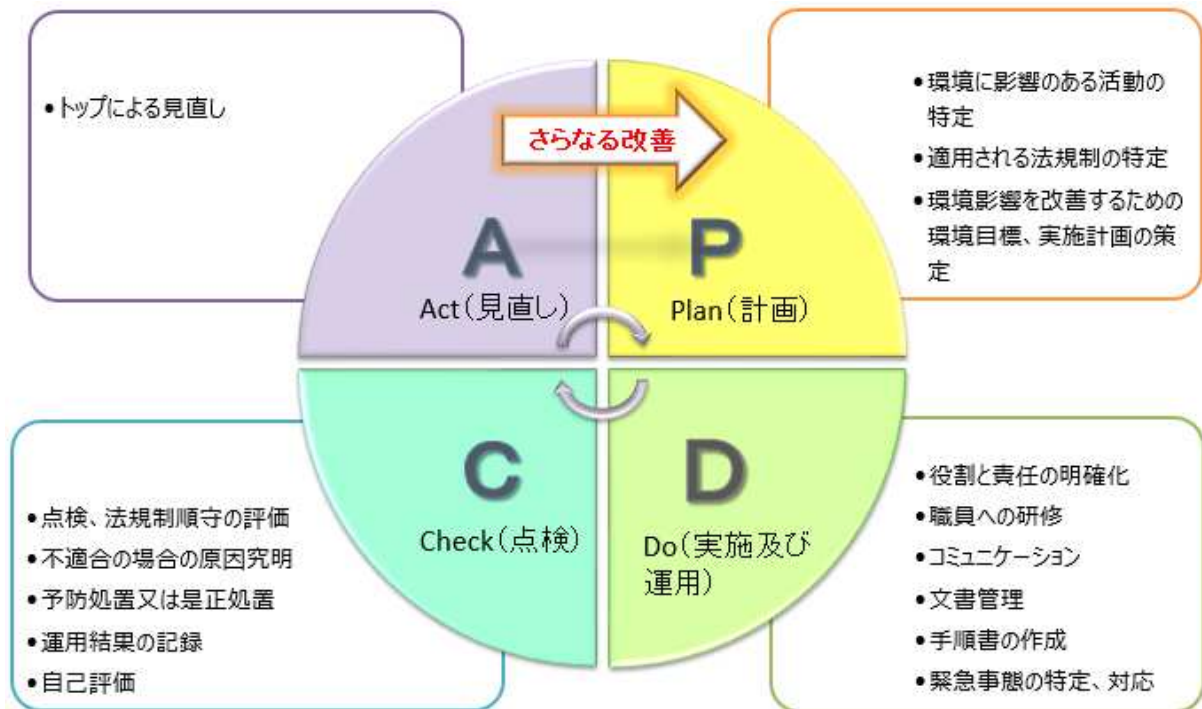
(5) 見直し

計画の進捗状況や技術の進歩などを踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

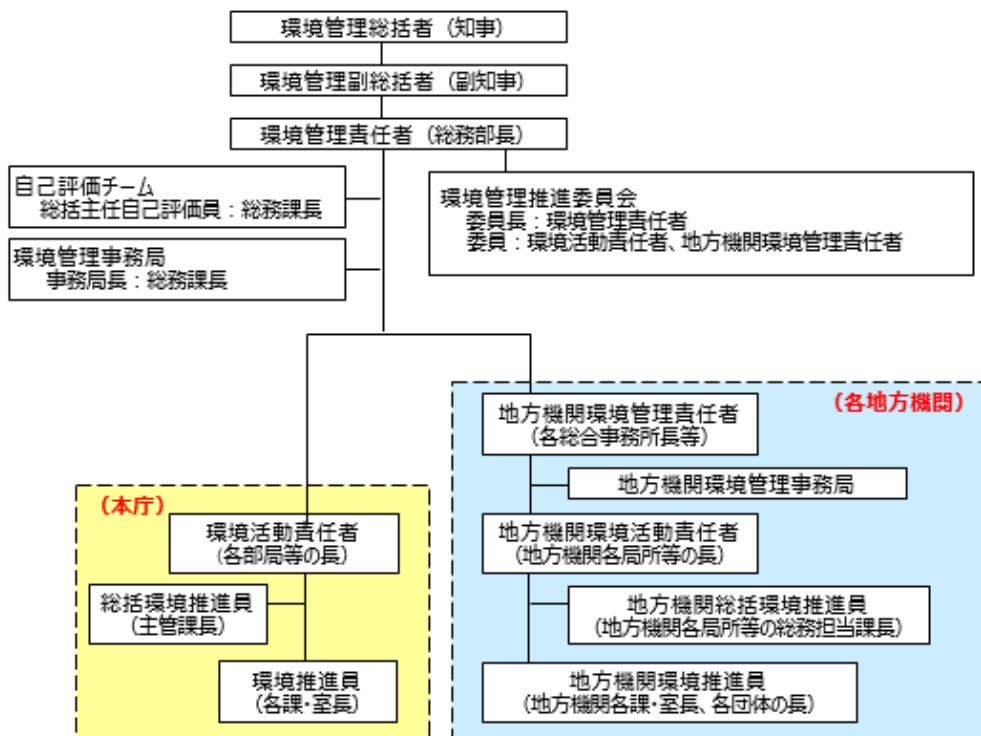
3 結果の公表

計画の期間中、毎年度、本県の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量、目標の達成状況、施策の実施状況等については、「鳥取県環境白書」で公表します。

<参考 1：環境管理システムに基づく PDCA サイクル>



<参考 2：県庁 TEAS の組織図>



<参考3：点検票様式（環境にやさしい県庁率先行動計画DB）>

環境にやさしい県庁率先行動計画点検票（ 年 月分）

所属の基本情報 ※「所属の基本情報」ボタンから基本情報の取込をしてください。			
所属の基本情報選択 ※所属の基本情報に修正事項がある場合、こちらで修正してから取込をしてください → 所属の基本情報修正			
TEASサイト区分			
入力対象施設名 所属名（基本的には入力者課・室名）、指定管理者施設名、テナント名、警察駐在在所、無線局等の無人施設等、各所属の管理施設名を記入	← コード：事務局（総務課）入力		
入力担当部局名		入力担当課（室）・局名	
環境推進員（各課・室長等）		職員数	人
所属の目標 ※指定管理施設・無人施設以外は必須	※指定管理者施設、無人施設は入力不要		

<自由記載>目標設定・達成度確認のために活用してください。

↓↓自由記載↓↓ 目標設定・達成度確認のために活用してください。

※目標値、前年度同月実績、過去の点検票のリンクなど自由に記載できます。所属長等の評価等にも活用してください。

記入例：1） 前年度同月同月間可燃ごみ廃棄量：3kg
記入例：2） 可燃ごみ廃棄量当月目標値： 2.85kg（前年度比-5%）

1（事務室可燃ごみ）、2（職員研修） ※指定管理者施設・無人施設は入力不要

1 事務室から排出される可燃ごみの廃棄量等

月間可燃ごみ廃棄量	k g
月間古紙回収量	k g
月間PSD（※）回収量	k g
職員1名あたりの可燃ごみ廃棄量 <small>基本情報に職員数を入力すると自動計算されます。</small>	k g

※PSD → ペーパーシュレッダーダスト。シュレッダーにかけた紙くず。

2 職員に対する研修の実施状況

職員研修文書新規作成 | 職員研修文書表示
↑ ※研修の実施記録を追加・編集等する場合はコチラから

3（公用車等燃料） ※公用車管理担当課入力 ※公用車等管理担当課以外の課・指定管理者施設は入力不要

3 公用車等の燃料使用量

(1) ガソリン	
給油量	ℓ
(2) 軽油	
給油量	ℓ
(3) 天然ガス	
給油量	m ³
(4) その他給油	
重油（船舶等）	ℓ
ジェット燃料（ヘリコプター）	ℓ
その他燃料名	ℓ

4 エネルギー等消費量

※庁舎における事業活動で使用するエネルギー量を全て記載（例：冬季の補助暖房燃料、ビニールハウス用燃料等）

区分	消費（使用）量
(1) 電気（総量） ※総量はCtrl+Sで確認できます	kWh
① 供給電気事業者名（※1）	
② 電気（昼間）（※2） ※検針票等の「力率測定用有効電力量（力測有効）」がこれにあたります。	kWh
③ 電気（夜間） ※全電力使用量から「力測有効」を差し引いたものにあたります。	kWh
(2) 水道	m ³
(3) 重油	リットル
(4) 灯油	リットル
(5) 都市ガス（天然ガス）	m ³
(6) プロパンガス	m ³
(7) 混合油	リットル
(8) その他燃料名（※3）：	量： 単位：

★平成26年4月入力分から、電気使用量の入力については、「昼間（午前8時～午後10時）」と「夜間（午後10時～午前8時）」に分けて入力をお願いします。

※1 一般電気事業者（中国電力等）以外から電気の供給を受けた場合は、その事業者名を記載してください。

※2 「昼間（午前8時～午後10時）」と「夜間（午後10時～午前8時）」の電力量が個別に算出できる場合は、それぞれに記載してください。

昼夜間の区別ができない場合は、全ての使用量を「昼間」の使用量に入力してください。
なお、昼間と夜間の合計が「電気」欄に再掲となります。

※3 原油、揮発油、ナフサ、B・C重油、石油アスファルト、石油コークス、石油系炭素水素ガス、原料炭、一般炭、無煙炭、石炭コークス、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス、産業用蒸気、産業用以外の蒸気、湯水、冷水のエネルギーの排出がある場合は、その他欄にエネルギー名を記載し、消費（使用）量の欄に単位も含めて記載してください。

5 今月の庁舎ごみ排出量

区分	排出量
可燃ごみ(kg)	kg

6 今月の反省点、今後の改善点等 ※全所属必須

（予防、是正処置を実施した場合は、その内容）

<参考4：研修記録票（環境にやさしい県庁率先行動計画DB）>

会計年度／

TEASサイト区分／

環境にやさしい県庁率先行動計画点検票（職員研修記録）

入力対象施設名

↑
所属名（基本的には入力者課・室名）、
指定管理者施設名、
テナント名、
警察駐在在所、
無線局等の無人施設 等、
各所属の管理施設名を記入

入力者 部局名

入力者 課（室）・局名

環境推進員（各課・室長等）

率先行動担当者名

職員に対する研修の実施状況

実施日					
職員数	人				
受講者	人 (未受講者： 人)	人 (未受講者： 人)	人 (未受講者： 人)	人 (未受講者： 人)	人 (未受講者： 人)
内容					

※TEASサイトにおいては、職員等研修の実施状況を記載。（専門研修は対象外）